

随意契約理由

令和6年(2024年)12月23日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	総合行政ネットワーク府域ネットワーク府域回線1系サービス提供業務委託
契約内容	総合行政ネットワーク府域ネットワーク府域回線1系サービス提供業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和6年11月15日 令和7年2月1日から令和8年1月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区阿波座2丁目1番11号 西日本電信電話株式会社 関西支店
契約金額	389,400円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 現在、総合行政ネットワーク府域ネットワークに係る(回線提供、保守・運用等業務委託、機器賃貸借)契約は、平成31年度に大阪電子自治体連絡会※による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、令和7年1月31日をもって契約期間を満了する。 ※大阪電子自治体連絡会は本市を含む府内市町村で構成するLGWAN府域ネットワーク運営連絡会を設立し、運営されていたが、現在は大阪市町村スマートシティ推進連絡会議(以下、「Govtech 大阪」という。)に事務が移管されており、大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室地域戦略推進課市町村DXグループが事務局となっている。 当初、第五次LGWANが令和7年4月運用開始だったことを踏まえて、令和5年7月20日にLGWAN府域ネットワーク運営連絡会(令和5年度第1回)が開催され、Govtech 大阪の事務局から上記契約の1年間の延長契約が提案された。 この提案は、現行契約を延長することにより、調達に係る事務処理負担の軽減だけでなく平成31年度の調達におけるスケールメリットが働くことから、新たに1年間の調達を実施するよりもはるかに経済的な価格で調達が可能であり、経費縮減効果が得られる。 以上の理由により、他の事業者と契約することは考えられないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を締結するものである。